

仙台市ガス局規程第十二号

仙台市ガス局金融機関の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年四月二十四日

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

仙台市ガス局金融機関の指定に関する規程の一部を改正する規程

仙台市ガス局金融機関の指定に関する規程（平成元年仙台市ガス局規程第二号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定により、管理者が市長の同意を得て業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定する。 [略] 名取岩沼農業協同組合 [略]	地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定により、管理者が市長の同意を得て業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定する。 [略] [削る] [略]

附 則

この規程は、令和八年四月二十四日から施行する。

(ガス局総務部財務課)